

掛川市告示第88号

次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき告示する。その関係図面は、令和5年7月日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月7日

掛川市長 久保田 崇

電線共同溝を整備すべき道路

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道城内道線	掛川1200-4	掛川1144-5	